



2022年2月10日

各位

会社名 東亜合成株式会社
(URL <https://www.toagosei.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 高村 美己志
(コード番号 4045 東証1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
松田 明彦 (TEL 03-3597-7215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月30日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年6月16日法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」の開催が可能となり、物理的な場所を設けずにインターネット等により株主の皆様がオンライン上で出席する株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を行うことができることとなりました。当社といたしましては、感染症の拡大や天災地変の発生等により、株主の皆様の権利保護および安全・健康確保の観点から、場所の定めのある株主総会を開催することが必ずしも適当でない事態が生じる可能性は否定できないものと考えております。このような場合に、取締役会の判断のもと場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款に所要の変更を行うものです。なお、本提案に先立ち、産業競争力強化法第66条第1項の経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣から確認を受けております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) その他、字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年3月30日(予定)

以上

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、東亜合成株式会社（英文で<u>表わす</u>場合は TOAGOSEI CO., LTD.）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>3. 土木建築用、住宅用、<u>車輛運搬具用、電気機械器具用、精密機器用および事務用機器用等の資材の製造加工ならびに販売</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 (条文省略) (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、東亜合成株式会社（英文で<u>表す</u>場合は TOAGOSEI CO., LTD.）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>3. 土木建築用、住宅用、<u>車両運搬具用、電気機械器具用、精密機器用および事務用機器用等の資材の製造加工ならびに販売</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集および場所の定めのない株主総会)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>③ <u>感染症の拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益等に照らして適切でないと取締役会が決定した場合、当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供)</p> <p>第 19 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</p> <p>3. <u>現行定款第 19 条の削除および変更案第 19 条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第 19 条はなお効力を有する。</u></p> <p>5. <u>本項および前 2 項は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもって自動的に削除される。</u></p>

以上